

受理年月日	平成27年2月26日	付託年月日	平成27年3月3日	所管委員会	第1委員会
番号	27年請願第2号				
件名	非核三原則の法制化を求める意見書議決について				
請願者	中央区荒戸三丁目3-39 福岡市原爆被害者の会 会長 中村 国利				
紹介議員 分割付託	熊谷、中山、星野、宮本、綿貫、高田、池田、落石、石田、黒子、渡辺、尾花、山口 第2委員会 (27年第3号)				
要旨	<p>ことしは広島・長崎に原爆が投下されてから70年の節目の年になります。人類がつくり出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、全てをさらけ出して被爆の実相を語り、誰にも同じ思いを味わわせてはならないとの決意のもと、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。</p> <p>広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられました。辛うじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴び、いまだにその病魔と闘い続けています。そして今日まで、命、体、心、暮らしに被害を受け続けています。</p> <p>この地球上から核兵器をなくすことは被爆者の悲願であり、世界の恒久平和は人類共通の願いです。世界の潮流は、核兵器廃絶に向かっています。今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 非核三原則の法制化について、政府に意見書を提出すること。</p>				
審査 年月日	平成 年 月 日	結 果		委員会	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			本会議	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			平成 年 月 日	

平成 27 年 2 月 26 日

福岡市議会

議長 森 英鷹 様

請願者 住所 〒810-0062

福岡市中央区荒戸三丁目 3 番 39 号

福岡市市民福祉プラザ 4 階

福岡市原爆被害者の会

会長 中村 国利

請願の趣旨

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は広島・長崎に原爆が投下されてから 70 年の節目の年になります。人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで、すべてをさらけだして被爆の実相を語り、「誰にも同じ思いを味わわせてはならない」との決意のもと、核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の償いを求める運動を続けてきました。この願いはいまだ実現していません。

私たちは、日本国民が、安心して生きていけるためにも、貴議会が、現行法を改正し、原爆被害に対して国が償いをするをを求める決議を採択し、政府（内閣総理大臣）および国会（衆参両院議長）にその意見書を提出して下さるようお願いするものです。

広島・長崎の被爆者は、原爆による熱線、爆風、放射線で殺され傷つけられました。かろうじて生き延びた人々も、街中に飛び散る放射線を浴び、未だにその病魔と闘い続けています。そして今日まで、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受け続けています。

しかし、現行法は、原爆被害を償う法律、国民の命を守る法律になっていません。

現行法の問題の第 1 は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定していることです。このような法律では、原爆被爆者だけでなく、原発事故等による被曝者も救われません。

その 2 は、被害に対する償いではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっていることです。

その 3 は、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い将来の課題としていることです。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進しています。唯一の被爆国としてすみやかな「核兵器廃絶」を謳うべきです。

その 4 は、戦争被害受忍の立場に立った法律ということです。日本国民は戦争による命、身体、財産の被害は我慢しなければならないとしていることです。

私たち被爆者が求めている原爆被害に対する国の償いとは、原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪すること、原爆被害によって破壊された、いのち、からだ、こころ、くらしを償うこと、ふたたび被爆者をつくらぬ証しを明らかにすることです。

この地球上から核兵器をなくすことは被爆者の悲願であり、世界の恒久平和は人類共通の願いであります。

世界の潮流は、核兵器廃絶に向かっています。今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。

そのために、私たち被爆者は、「比核三原則」の法制化を求めます。

請願事項

- 1、 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択のお願い。
- 2、 非核三原則の法制化について、政府に意見書を提出してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

非核三原則の早期法制化」を求める請願書

広島・長崎の原爆被爆から 70 年の節目の年を迎えます。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛な願いをはじめとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器の政策は、世界中の国々国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めています。国際会議の舞台では「核兵器の非人道性」に賛同する国が増え続けています。

今こそ日本は、世界で唯一の被爆国として、核廃絶に向けた主導的役割を果たすべき時です。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役として明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期に実現されるよう要請します。